

# 令和2年度村山市若者海外体験促進事業費補助金交付要綱

## (総則)

第1条 市長は、村山市の次代を担う若者の見聞を広め、国際意識の醸成を図り、グローバル人材の育成に結びつけるとともに、海外との相互交流を促進するため、市民が山形県内でパスポートを取得した若者に対して助成金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、予算の範囲内で市民に対し補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において、パスポートとは、旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第1項第2号に定める一般旅券のことをいう。

## (交付の対象)

第3条 補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号すべての要件を満たす者とする。

- (1) 平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
- (2) 助成金の交付申請時において、村山市（以下「補助事業者」という。）に住民登録されている者
- (3) 令和2年4月1日から令和3年2月28日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポートを所持している者
- (4) 本補助事業による助成金の交付を受けていない者

2 前項のほか、補助事業者は、次の各号すべての要件を満たす者を補助対象者とすることができる。

- (1) 平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
- (2) 助成金の交付申請時において、村山市に住民登録されている者
- (3) 令和2年3月1日から令和2年3月31日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポートを所持している者
- (4) 本補助事業による助成金の交付を受けていない者

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、5,000円とする。

## (補助金交付申請)

第5条 補助金等交付申請書の提出期限は、令和3年3月5日とし、提出すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 村山市若者海外体験促進事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 住民票の写し
- (3) パスポートコピー（顔写真記載のページ及び発行官庁記載のページ）
- (4) その他補助事業者が必要と認める書類

## (補助金の交付の決定)

第6条 前条の規定により補助金の交付申請があったときは、補助事業者は村山市補助金等交付規則14条に規定する実績報告とみなし、その内容を審査し補助金を交付することが適当と認められた時は、速やかに交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の請求)

第7号 補助対象者は、交付決定後速やかに村山市若者海外体験促進事業補助金請求書(様式2)を提出すること。

(補助金の交付)

第8条 補助金の請求書を受けた日から30日以内に補助事業者が指定口座に振込みを行う。振込を持って事業の完了とする。

(書類の提出)

第9条 この補助金に関して補助事業者に提出すべき書類は、東京オリンピック・パラリンピック交流課に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。